

まんとかん使用許諾申請

使用許諾申請

I. まんとかんの使用について

最初に必ず「まんとかんの権利と使用について【まんとかん使用規程】」をお読みください。
その後、以下の手順でご連絡ください。

1. 個人および小規模グループ
2. マスコミ
3. 企業・団体

1. 個人および小規模グループ

無許諾・無償で自由に使えます。二次創作や販売も無許諾・無償で可能です。

事後報告を歓迎します。「まんとかんネット」等で紹介させていただく場合があります。

個人使用報告メール info@mantokun.net

現物送付先： まんとかんネット担当

〒630-8222 奈良市もちいどの町12 奈良市中心市街地活性化研究会（中活研）

2. マスコミ

紹介・報道目的の場合、無許諾・無償で使えます。 許諾申請は不要です!

事前または事後に使用状況をご報告ください。

マスコミ使用報告メール media@mantokun.net

掲載紙誌・DVD等送付先：まんとかんネット担当

〒630-8222 奈良市もちいどの町 12 奈良市中心市街地活性化研究会（中活研）

二次創作・取材等は、別途ご相談ください。

マスコミ相談メール media@mantokun.net

3. 企業・団体

3-1 看板・ポスター・チラシ・POP・Web サイト・新聞雑誌広告・TVCM 等での PR 使用

【a. 奈良県内の商店や商店街の PR 使用】

無許諾・無償で使えます。事後報告を歓迎します。デザインの相談にも乗ります。

使用報告・デザイン相談メール info@mantokun.net

【b. 非営利の団体やイベントの PR 使用（自治体・官公庁を含む）】

事前の許諾が必要です。無償で使えます。

許諾申請メール（非営利の PR 使用） info@mantokun.net

【c. 奈良県外の PR 使用（上記にあてはまらない企業や団体）】

事前の許諾が必要です。使用料は1社（1団体）1万円。

許諾申請メール（奈良県外の PR 使用） info@mantokun.net

風適法（風営法）の対象店舗は、所在を問わず使用不可。

3-2 商品化での使用

「まんとかん育成事業者の会」入会が条件。会費は2年間一口1万円（入会金5千円）
その上で事前の許諾が必要です。

期限は2013年3月31日。

生産数や売上額は関知しません。

許諾申請メール（商品化使用） goods@mantokun.net

まんとかん使用許諾申請メール（商品化使用）

以下の内容をメールの本文に貼り付けて記入してください。

必要な資料を添付してください。

資料が不足していると、スムーズな審査ができません。

商品化使用には、「育成会」会員資格が必要です。使用期限は2013年3月31日。

同じアイテムで、同一図柄の色違い・サイズ違い、といった派生品の場合については、
まとめて申請していただければ1アイテムとして扱うことができます。

まんとかんネット 行

【まんとかん使用許諾申請（商品化使用）】

■申請者について

団体名：

所在地：

電話等：

代表者：

担当者：

■使用希望内容について

まんとかんを、いつ、どこで、何のために、どんなふうに使いたいか
具体的に説明してください。必要と思われる資料は添付してください：

■「まんとかん育成事業者の会」について（ をお願いします）

- ・ 新規加入（環境負荷、CSRについて開示をお願いします）
- ・ 旧規定により商品化実施済み（入会金免除）
- ・ 新規定により入会済み